

議案第304号

反訴の提起について

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、原告株式会社パルトランス被告福岡市外2名間の福岡地方裁判所平成27年(ワ)第2852号損害賠償請求事件について、反訴の提起をする必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

反訴の提起について

次のように反訴を提起する。

1 反訴の相手方

宮若市山口971番地1

株式会社 パルトランス

2 請求の要旨

(1) 相手方は、本市に対し、金9,087,000円及びこれに対する平成26年7月30日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の概要

(1) 平成26年7月30日午後3時39分頃、福岡市東区千早五丁目8番1号付近の道路上において、消防局東消防署警備課所属の職員が運転する同課所管の消防自動車（以下「本市車両」という。）に相手方所有の事業用貨物自動車（以下「相手方車両」という。）が追突し、本市車両及び相手方車両等が破損する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

(2) 本件事故につき、相手方は、平成27年9月17日、本市ほか2名を被告として、福岡地

方裁判所に対し、相手方車両の修理費用等として合計金4,383,932円の損害賠償を求める訴えを提起した。

- (3) しかしながら、そもそも本件事故は、本市車両が、緩やかに右側にカーブした片側3車線の道路の第2車線を走行中、本市車両の左前方の第1車線を走行していた普通乗用自動車（以下「訴外車両」という。）が方向指示器による合図もせず突然第2車線に進入してきたため、訴外車両との衝突を回避するためやむを得ず急ブレーキをかけ、右側にハンドルを転把して停車したところ、右後方から第3車線を走行してきた相手方車両が、本市車両との衝突回避のための措置をとることなく漫然と走行し、第2車線にはみ出した相手方車両の左前部を、第2車線内にあった本市車両の右後部に追突させたことにより発生したものであり、相手方車両及び訴外車両の走行態様に起因するものである。
- (4) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、反訴を提起するものである。